

## ◆ 改正情報 ◆

### ■ 平成 29 年度の協会けんぽの保険料率は 3 月分（4 月納付分）から改定されます

平成 29 年度の協会けんぽの健康保険料率及び介護保険料率は、本年 3 月分（4 月納付分）\*からの適用となります。\*任意継続被保険者の方は 4 月分（4 月納付分）から変更となります。

平成 29 年度都道府県単位保険料率

北海道	10.22%	滋賀県	9.92%
青森県	9.96%	京都府	9.99%
岩手県	9.82%	大阪府	10.13%
宮城県	9.97%	兵庫県	10.06%
秋田県	10.16%	奈良県	10.00%
山形県	9.99%	和歌山県	10.06%
福島県	9.85%	鳥取県	9.99%
茨城県	9.89%	島根県	10.10%
栃木県	9.94%	岡山県	10.15%
群馬県	9.93%	広島県	10.04%
埼玉県	9.87%	山口県	10.11%
千葉県	9.89%	徳島県	10.18%
東京都	9.91%	香川県	10.24%
神奈川県	9.93%	愛媛県	10.11%
新潟県	9.69%	高知県	10.18%
富山県	9.80%	福岡県	10.19%
石川県	10.02%	佐賀県	10.47%
福井県	9.99%	長崎県	10.22%
山梨県	10.04%	熊本県	10.14%
長野県	9.76%	大分県	10.17%
岐阜県	9.95%	宮崎県	9.97%
静岡県	9.81%	鹿児島県	10.13%
愛知県	9.92%	沖縄県	9.95%
三重県	9.92%		

※40 歳から 64 歳までの方（介護保険第 2 号被保険者）は、これに全国一律の介護保険料率（1.65%）が加わります。

※変更後の健康保険料率と介護保険料率の適用は、一般の被保険者は 3 月分（4 月納付分）、任意継続被保険者及び日雇特例被保険者は 4 月分からとなります。

# ◆ 人事労務 ◆



## ■ 「健康企業宣言」とは？

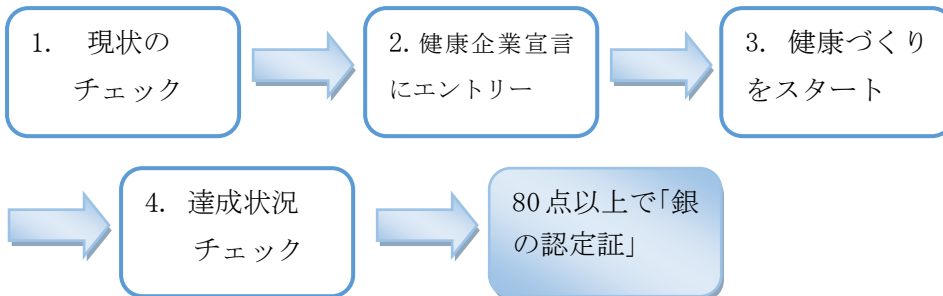
最近健康経営に関することが注目されています。今回は、全国健康保険協会東京支部等が行っております「健康企業宣言」をご紹介します。

「健康企業宣言」とは、事業主の皆様が「健康経営」に取り組んでいただくために、企業が健康経営優良企業を目指して、企業をあげて健康づくりに取り組むことを宣言することです。一定の成果を上げた企業には「健康優良企業」として認定されます。（金・銀の認定書の授与）

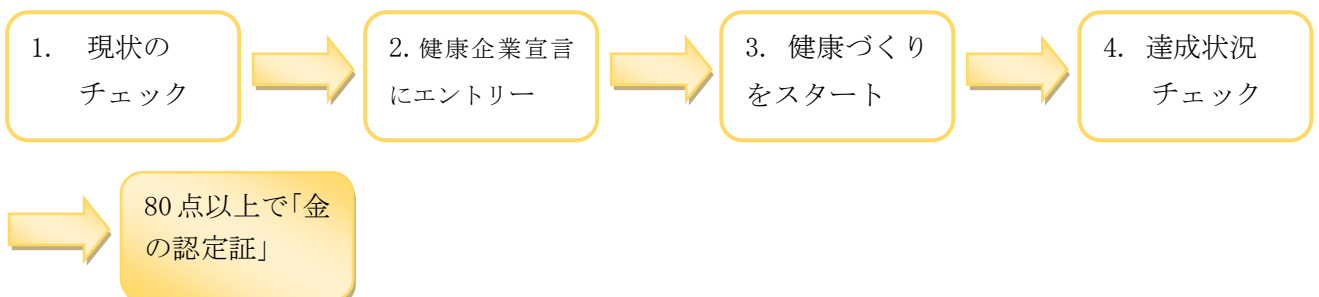
※1 「健康経営」とは、事業主が従業員の健康づくりを積極的にサポートし、従業員が健康で元気に働く職場を作る経営スタイルです。

健康優良企業に認定されると提携金融機関の融資の際の「金利優遇」や協会けんぽ東京支部ホームページへ掲載されるなどのメリットがあり、さらにはイメージアップなど企業価値の向上につながります。

### 健康企業宣言 STEP1



### 健康企業宣言 STEP2



現在は、東京都内の全国健康保険協会及び健康保険組合に加入している企業の皆様のみとなりますが、東京都以外の企業の皆様は健康企業宣言チェックシートを活用してみてもいいでしょうか。

## ■雇用保険率の引き下げなどを盛り込んだ雇用保険法等の改正を検討

給付の充実と負担の軽減の両面から雇用保険法等の改正が検討されていましたが、その内容が具体化してきました。簡単に内容を見てみると、次のとおりです。



### <雇用保険法等の改正案要綱の概要>

#### ○給付の充実

失業保険金（基本手当）の給付単価の上限と下限の引き上げ、所定給付日数の一部見直し、リーマンショック時に設けられた暫定措置の整備のほか、移転費、教育訓練給付金、育児休業給付金について充実を図る。

※育児休業給付金については、保育所に空きがない場合の育児休業期間を、現行の「子が1歳6カ月に達するまで」から「子が2歳に達するまで」に延長予定。

#### ○負担の軽減

平成29年度から平成31年度までは、とりあえず、国庫負担の割合と雇用保険率を引き下げる。

※雇用保険率については、失業等給付分の率を引き下げ予定。

一般の事業においては、次のとおり（弾力条項も加味）。

平成28年度(現行)	: 失業等給付分 0.8%〔労使折半負担〕 + 二事業分 0.3%〔事業主負担〕
平成29年度(予定)	: 失業等給付分 0.6%〔労使折半負担〕 + 二事業分 0.3%〔事業主負担〕

## ■事業主が行う健康保険・厚生年金保険の届出

平成29年1月から、健康保険・厚生年金保険の事務においてもマイナンバーの利用が開始され、「被保険者資格取得届」に、個人番号欄（マイナンバー欄）が設けられますが、当分の間、特別な取扱いがされます。この件について、昨年12月28日付で、日本年金機構から次のようなお知らせがありました。



### ～ 被保険者資格取得届に関する日本年金機構からのお知らせ ～

平成29年1月以降、健康保険組合管掌の事業主のみなさまにおかれましては、被保険者資格取得届について、基礎年金番号欄とマイナンバー欄のある新様式をご利用いただくこととなる予定ですが、日本年金機構へ届け出ただけで被保険者資格取得届については、必ず基礎年金番号を記入いただきますようお願いいたします。（マイナンバーの記入は不要です。）



なお、全国健康保険協会（協会けんぽ）管掌の事業主のみなさまにおかれましては、従来どおり、基礎年金番号欄のみの現行様式をご利用ください。

## ◆ 社員を採用するとき ◆

新しい社員を採用する場合、必要な書類が様々あります。法律上必要なものと、安心して働いていただくために必要なものがあります。

主な書類をまとめましたので、企業として必要かどうか判断いただき、社員へご案内くださいますようお願いいたします。


### 【企業に準備していただく書類（企業が準備し、本人に渡していただく書類）】

1	労働条件通知書（または雇用契約書） ※通知書は厚生労働省 HP からダウンロード可能  <a href="http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudouki_jun/roudoujouken01/">http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudouki_jun/roudoujouken01/</a>
2	給与所得の扶養控除等（異動）申告書 ※申告書は国税庁 HP からダウンロード可能  <a href="http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinsei/annai/gensen/annai/1648_01.htm">http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinsei/annai/gensen/annai/1648_01.htm</a>
3	誓約書（入社誓約書、機密保持及び個人情報保護に関する誓約書 等）
4	身元保証書
5	通勤手当支給申請書
6	入社連絡票《ご記入後、出口事務所にご連絡ください。ご連絡後、1～2週間ほどで企業に健康保険証が届きます。》
7	その他企業が必要とする書類

### 【本人に準備していただく書類】

1	マイナンバーの「通知カード」または「個人番号カード」の写し （所得税法上の扶養対象者も含む）
2	写真付身分証明書の写し （個人番号カード、運転免許証、パスポート、在留カード又は特別永住者証明書 等）
3	【給与等が口座振込みの場合】給与等の振込を希望する口座の分かる資料
4	【社会保険加入対象者】年金手帳または基礎年金番号通知書の写し（20歳以上の場合）
5	【社会保険加入対象者で配偶者を扶養する場合】配偶者の年金手帳の写し
6	【雇用保険加入対象者】雇用保険被保険者証（雇用保険に加入したことがある場合）
7	【入社のに給与収入がある場合】前職の給与所得者の源泉徴収票
8	【業務に必要な場合】登録証または免許証の写（公的資格を保有する者）
9	【日本国籍以外の場合】在留カードまたは 外国人登録証
10	その他企業が必要とする書類

### 【運転業務をする場合】

1	運転記録証明書 ※運転記録証明書のサンプルは自動車安全運転センターHP 参照  <a href="http://www.jsdc.or.jp/certificate/career/index.html#002">http://www.jsdc.or.jp/certificate/career/index.html#002</a>
2	運転業務を行うにあたっての健康状態申告書

入社、退職、異動等の連絡を電話やメールでなくインターネット上で行うことができるサービス（ネット de 受付）の提供も可能となりました。必要な情報を入力するだけで、その後の手続の進捗状況も閲覧でき、手続管理などの情報の共有がしやすいと好評いただいております。ご興味ございましたら担当までお申しつけください。

